

豊中市難聴・ヒアリングフレイル支援連携会議設置要綱

（設置目的）

第1条 難聴及びヒアリングフレイルの市民を支える地域支援体制の構築を行うため、豊中市難聴・ヒアリングフレイル支援連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

（実施主体）

第2条 会議の実施主体は豊中市とする。

（組織）

第3条 会議は、耳鼻科医師、認知症専門医師、聴覚に関する知見を有するもの、言語聴覚士、認定補聴器専門店職員で構成する。

2 構成メンバーの任期は2年とする。

（検討事項）

第4条 会議は次の項目について検討する。

- （1）難聴及びヒアリングフレイルの市民への支援体制や支援方法の検討。
- （2）連携や啓発に活用できるツールの検討。
- （3）その他、難聴及びヒアリングフレイルの市民を支える地域支援体制の構築のために必要な事項の検討。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、健康医療部健康推進課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。